

～ 国際研修 ～

第9回ラオス本邦研修 ～ 民事訴訟法サブワーキンググループ ～

国際協力部教官
川 西 一

1 本プロジェクトについて

ラオスでは、民事訴訟法に限らず、法分野全般において、法理論に十分な関心を払わないまま立法、行政及び司法の各実務が行われる傾向がある上、法学教育・研修においても法理論の体系的説明がなく、実務上の問題との関連付けがほとんど行われていない状況があった。

そこで、ラオスにおける法理論と実務上の問題について、体系的に分析・検討し、その結果を「モデル教材」に取りまとめることにより、法理論を踏まえた法学教育・研修を行うこと及び各実務を改善する人的・組織的能力を向上させることを目標として、2010年7月、「ラオス法律人材育成強化プロジェクト」（以下「本プロジェクト」という。）が開始され¹、当部からは、長期専門家及び短期専門家の派遣、現地セミナーの実施、本邦研修の受入れなどの支援を実施している。

ラオス民事訴訟法に関する分析・検討及び教材作りを行うために設置したサブワーキンググループ（以下「民事訴訟法SWG」という。）では、同法の手続や関連条文の説明を内容とする「手続・法令チャート」²

について、2012年6月の改正を踏まえた改訂を行い、現在、その普及を行っている。また、「モデル教材」についても、既に法改正を踏まえた上で執筆が進んでおり、チャートの普及活動及び教材作成作業を進める中で、施設、情報及び人材などの地域間格差が、山間部が多いラオスの民事訴訟制度の確立に大きく関係していることも議論されているところである。

本プロジェクト期間も残すところ1年を切り、教材作成に一層の加速が求められるところ、民事訴訟法SWGとしては本プロジェクト最後となる本邦研修を実施したので、その概要を報告する。

2 研修の概要

本研修は、平成25年10月6日（日）から同月19日（土）まで、大阪において実施し、ラオス中部高等人民裁判所副所長であるソムサク・タイブンラック氏を団長として、民事訴訟法SWGのメンバー（裁判官、検察官、司法省職員及び国立大学教員）12名が研修員として来日し、研修に参加した（別紙1参照）。

日本側からは、講師として、ラオス民事訴訟法アドバイザーグループメンバーである大阪大学大学院高等司法研究科准教授名津井吉裕氏、法務省大臣官房審議官（民事局担当）萩本修氏に御参加いただいた。

*1 本プロジェクトについては、本誌44号の特集記事に詳述されているので参照されたい。また、これまでの研修の実施状況については、本誌47、50、51、53及び57号を参照されたい。

*2 民事訴訟法SWGは、同法の手続や関連条文の説明を内容とする「手続・法令チャート」を作成していたが、同法の改正に伴い、同チャートの改訂を行った。

3 研修の内容

研修の日程及び内容は、別添の研修日程のとおりである（別紙2参照）。

本研修では、日本の民事訴訟法理論及び民事訴訟実務等の情報提供等を行うとともに、ラオス改正民事訴訟法に関する集中討論、「モデル教材」のドラフトに関する意見交換を中心に行った。

また、本研修においては、新たな試みとして、大阪を離れ、兵庫県豊岡市内へ一泊二日で赴き、同市内の神戸地方法務局豊岡支局、神戸地方裁判所豊岡支部、生駒和雄法律事務所の見学を行った。これまでの本邦研修においても、大阪地方裁判所等の見学を行っていたが、大都市に所在する大規模庁は、ラオスの実情と大きく異なるため、研修員にとってラオスに置き換えて考えることが困難であり、日本における民事訴訟制度は、十分な規模の施設と設備があるから成り立っているとの誤解を生んでいるとの指摘もあった。そこで、本研修では、日本における司法過疎問題を題材として、過疎地域においても、優秀な人材や様々な工夫により、大都市と同様の司法サービスを提供できることを知ってもらうため、農村部などの過疎地域における裁判所及び弁護士の活動についても情報提供を行った。

(1) 「モデル教材」の検討

民事訴訟法 SWG のメンバーは、これまで法理論からの体系的説明がほとんど行われていなかったラオス民事訴訟法について、「モデル教材」執筆に向けた調査、議論などを通じ、法理論と実務上の問題について、体系的な分析・検討を行ってきた。その結果を取りまとめたものとなる「モデル教材」は本プロジェクトの主要な成果物でもあり、民事訴訟法 SWG の各メンバーは、「モデル教材」完成に向け、まず、ラオス民事訴訟法の分析に基づいた体系的な章立てを行い、各章についてそれぞれの担当者を決め、その執筆にあたっている。

本研修では、各研修員がラオス国内において執筆

したドラフトについて、研修員から執筆部分に関する説明、疑問点等について発表した後、講師からコメントを頂き、各論点について議論を行った。講師からのコメントだけではなく、各研修員からも積極的に質問、意見が述べられ、「モデル教材」完成に向け大きな進歩があった。



検討会の様子

(2) 講義「証拠の評価」

ラオスにおいては、日本語の「事実」に相当する概念がないとのことであり、これまでの本邦研修、現地セミナーにおいても、証拠と事実の区別が曖昧となっている点が見受けられた。そこで、当部の三浦康子教官から、「証拠の評価」というテーマで、日本の民事訴訟法における証拠と事実の峻別、それぞれの意義、事実及び証拠の分類などについて講義を行った。

(3) 講義「争点整理と証拠」

前記の三浦教官の講義を踏まえ、当部の毛利友哉教官から、「争点整理と証拠」というテーマで講義を行った。具体的なモデル事例を用いて、日本の民事訴訟における争点整理の仕方、争点に対する判断のための証拠の取捨選択について、丁寧な説明がなされた。

(4) 神戸地方法務局豊岡支局訪問

浅野真理子支局長への表敬の後、研修員を2つのグループに分け、一方は、担当者から法務局における業務の概要について説明を受け、その間、他方が庁舎内の見学をさせていただいた。支局ということもあり、庁舎もさほど大きくはないところ、研修員

が十分に見学できるようにとの配慮から、神戸の本局からも担当者に応援に来ていただき、最大限の御対応を頂いた。庁舎内の見学では、窓口業務等の見学のほか、以前使われていた紙媒体の登記簿や公図の保管庫の見学をさせていただいた。そこでは、明治時代に用いられていた登記簿や公図といった貴重な資料を見せていただき、さらに、実際の登記簿や公図を用いて、浅野支局長から、登記制度の歴史や登記実務について説明を受けた。研修員は、小さな町においても、百年以上前から登記簿を備え、登記官が手書きで登記を行い、それを維持管理してきたことに感銘を受けているようであった。



登記実務の説明の様子

(5) 弁護士事務所訪問

兵庫県弁護士会豊岡支部長である辻本武之弁護士が所属する生駒和雄法律事務所を訪問させていただいた。まず、事務所長である生駒和雄弁護士から、事務所の概要についてお話をいただいた。生駒弁護士は、約30年前に豊岡市内において弁護士活動を始め、現在は、辻本弁護士のほか、野崎佑也弁護士、野崎奈央子弁護士の4名体制で、地域に密着した活動を続けていらっしゃるとのことであった。続けて、所内の見学と意見交換を行い、生駒弁護士以下4名の弁護士の皆様に御参加いただいた。研修員は、これまで官公庁の見学のみで、民間の立場からの話を伺う機会がなかったこともあり、業務内容、研修制度、地方ならではの苦労などについて、多くの質問

を寄せるなど、とても興味深い様子であった。研修員からは、「教材作成において弁護士の役割についての執筆を担当しているの、弁護士の活動をよく知ることができてよかった。」「法律サービスについて、国家とは別の角度から見られてよかった。」などと好意的な感想が多く寄せられた。



(6) 神戸地方裁判所豊岡支部訪問

渡邊健司支部長判事への表敬の後、概要説明、庁内見学、刑事事件の判決公判傍聴、民事事件の弁論準備手続傍聴、意見交換と盛りだくさんの見学をさせていただいた。特に弁論準備手続については、渡邊支部長の方で事前に両当事者に御了解を頂いた上、会議室を即席の弁論準備手続室に変更して、普段ではなかなか傍聴することができない弁論準備手続を傍聴させていただく貴重な機会を得た。また、意見交換会には、渡邊支部長のほか、簡裁判事、調査官、書記官、執行官など多くの職員に御参加いただき、研修員の質問に丁寧にお答えいただいた。神戸本庁から遠距離にあり、かつ、少人数で、地裁家裁の民事事件、刑事事件のほか、家事事件まで処理している豊岡支部における工夫に関心が集まっている様子であった。研修員からは、訪問終了後、「非常に少ない人材を効果的に使っていると感じた。」という感想が寄せられたことから、豊岡支部訪問の目的は十分に達成できたと思われる。これを可能にしたのは、午前中のみ短い時間ながらも、研修員のために大変なご尽力を頂いた渡邊支部長以下豊岡支部職員の

皆様の御尽力にほかならないことを付言しておく。

4 おわりに

本プロジェクト期間も残すところ1年を切り、民事訴訟法 SWG としては本プロジェクト最後となる本邦研修は、研修員の事前準備と、講師、見学先及び長期専門家など皆様の御協力により、無事に終了することができた。特に、いずれの見学先においても、周知な準備を行った上で、研修員を歓迎いただき、御配慮いただいた。この場を借りて改めて感謝を申し上げたい。

本研修の日程は、検討会が大半であったが、いずれの検討会にも名津井先生あるいは萩本審議官のどちらかに御参加いただき、教材の全般について議論をすることができた。議論のレベルも、以前からは格段に進歩しているとのことであり、今後の教材作成に生きるものとなったことは間違いない。

本プロジェクトは、本年7月の終了に向け、いよいよラストスパートの時期に入った。本プロジェクトを成功裏に終えることはもちろん、本プロジェクトの成果の定着と発展につながるような次期プロジェクトの開始を目指し、今後とも努力を続けていきたいと思う。

以上

ラオス法律人材育成強化プロジェクト第9回本邦研修

1	ソムサック・タイブンラック
	Mr. Somsack TAYBOUNLACK 中部高等人民裁判所副所長
2	ブンクアン・タヴィサック
	Mr. Bounkhouang THAVISACK 最高人民裁判所司法研修所所長
3	アクソンシン・ウィサイヤライ
	Mr. Acksonesinh VIXAYALAI ビエンチャン首都人民裁判所裁判官
4	パイマニー・サイヴォンサー
	Ms. Phaymany SAYVONGSA ラオス国立大学法政治学部ビジネス法学科長
5	カムムアン・シウライ
	Mr. Khammouane SIVILAY 最高人民検察院民事部副部長
6	サイキット・ウィシーソムバット
	Ms. Saykhit VISISOMBAT 司法省国際協力局課長
7	ブントウン・シートーンゲオチャンパー
	Mr. Bountheung SYTHONEKEOCHAMPA ラオス国立大学法政治学部民事法学科副学科長
8	ウドーン・シンダーラー
	Mr. Oudone SINGDALA 司法省官房局副局長
9	センスリヤー・プアンペット
	Mr. Sengsouliya PHOUANGPHET 最高人民裁判所国際協力課長
10	ネオパチャン・カムマニウオン
	Mr. Neophachanh KHAMMANIVONG 司法省法律研究所課長
11	チャンスック・カンプー
	Mr. Chansouk KHAMPHOU 最高人民裁判所司法研修所専門官
12	プーミー・シンラッタナタマテーワー
	Mr. Phoumy SINLATANATHAMATHEVA 司法省法科大学国際協力課課長

【研修担当/Officials in charge】

教官 / Professor 川西 一 (KAWANISHI Hajime), 三浦 康子 (MIURA Yasuko)

国際協力専門官 / Administrative Staff 石原 温美 (ISHIHARA Harumi), 白井 涼 (SHIRAI Ryo)

ラオス法律人材育成強化プロジェクト第9回本邦研修日程

[担当教官: 川西教官, 三浦教官 事務担当: 石原主任専門官, 白井専門官]

月日	9:30	12:30	14:00	17:00
10/6	10 入国			
10/7	10 JICAオリエンテーション JICA関西 三浦教官		10 講義「証拠の評価①」 JICA関西	
10/8	10 集中討論「モデル教材の検討(1編1章, 2章)」 大阪大学大学院高等司法研究科 名津井吉裕 法務省民事局官房審議官 萩本修 三浦教官		10 講義「証拠の評価②」 中之島合同庁舎 24階会議室 三浦教官	
10/9	10 集中討論「モデル教材の検討(1編3章)」 大阪大学大学院高等司法研究科 名津井吉裕 法務省民事局官房審議官 萩本修 三浦教官		10 部長主催意見交換会 及び記念撮影 (12:15~13:45)	10 集中討論「モデル教材の検討(1編4章)」 大阪大学大学院高等司法研究科 名津井吉裕 法務省民事局官房審議官 萩本修 三浦教官
10/10	10 移動		10 法務局訪問 神戸地方法務局豊岡支局	10 弁護士事務所訪問 生駒和雄法律事務所
10/11	10 裁判所訪問 神戸地方裁判所豊岡支部		10 移動	
10/12				
10/13				
10/14	10 集中討論「モデル教材の検討(2編1章)」 大阪大学大学院高等司法研究科 名津井吉裕 法務省民事局官房審議官 萩本修 三浦教官		10 集中討論「モデル教材の検討(2編3章)」 大阪大学大学院高等司法研究科 名津井吉裕 法務省民事局官房審議官 萩本修 三浦教官	
10/15	10 集中討論「モデル教材の検討(2編2章)」 大阪大学大学院高等司法研究科 名津井吉裕 法務省民事局官房審議官 萩本修 三浦教官		10 集中討論「モデル教材の検討(2編4章)」 法務省民事局官房審議官 萩本修 三浦教官	
10/16	10 集中討論「モデル教材の検討(2編5章)」 大阪大学大学院高等司法研究科 名津井吉裕 法務省民事局官房審議官 萩本修 三浦教官		10 集中討論「モデル教材の検討(2編6章)」 大阪大学大学院高等司法研究科 名津井吉裕 法務省民事局官房審議官 萩本修 三浦教官	
10/17	10 集中討論「モデル教材目次案の検討(3編, 4編)」 大阪大学大学院高等司法研究科 名津井吉裕 三浦教官		10 講義「争点整理と証拠」 毛利教官	
10/18	10 総括質疑 大阪大学大学院高等司法研究科 名津井吉裕 三浦教官		10 評価会・修了式	
10/19	10 帰国			